

4. 2 訓練項目ごとの主な評価結果（主な要検討・改善事項）

4. 2. 1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

（1）緊急時体制確立訓練

◆要員派遣の手配等の具体化

- ・内閣府、原子力規制庁等職員の派遣に係る手順を確認できたものの、今後は、OFCへの移動状況に係る体系的な把握方法等を検討する必要がある。

◆EMCの立上げに係る対応要領の習熟

- ・施設敷地緊急事態でEMCが迅速かつ的確に立ち上げられるよう、EMC構成関係機関への参集指示やERCにおけるEMC活動状況把握等の重要事項についてチェックリストを活用するなど訓練を通じた習熟を図る必要がある。

（2）オフサイトセンター運営訓練

◆OFCと関係地方公共団体の連携体制、実施方針の策定プロセス等の周知・検討

- ・事態の推移に応じて効率的かつ効果的な活動ができる体制の構築が必要であり、OFCと関係地方公共団体の連携体制、実施方針の策定プロセス等の周知・検討が必要である。

◆合同調整所の活用

- ・原子力災害時には、住民避難、緊急時モニタリング、原子力災害医療等の現場活動が不可欠であり、多くの実動組織が関わることとなる。現地活動を効率的かつ効果的に調整・連携することを目的に、自然災害における実動組織の合同調整所が実災害においても運用されているため、原子力災害を含む複合災害時におけるOFCの体制や合同調整所の活用の在り方について検討が必要である。

（3）情報共有及び意思決定訓練

◆状況把握・分析、認識の統一を図るための共通状況図の導入

- ・各拠点活動においては、国、地方公共団体、実動組織を含む防災関係機関及び事業者が実施する緊急事態応急対策の相互調整及び対応方針の決定の連絡等が実施されるが、特にそれぞれの機関が保有する被害状況や活動状況に係る情報共有を効率的かつ迅速に実施することが不可欠である。このため、被害状況、各機関の活動状況、避難所、道路、浸水等の各種災害関連情報の重畳表示が可能な地理情報システムの活用も含めた状況把握・分析、認識の統一を図るための共通状況図の整備について検討する必要がある。

（4）緊急時モニタリング実施訓練

◆活動要員の確保

- ・緊急時モニタリングセンター設置要領と県緊急時モニタリング計画における要員配置が重複していることから、緊急時モニタリングセンターに必要な要員、交代等について国と県で整合を図っていくことの検討が必要である。

◆緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの画面の改修

- ・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムのモニタリングデータは、サイト毎の表示ではなく、国内の全サイトが一つの画面で表示できるように改修をすることの検討が必要である。

（5）広報対応訓練

◆広報環境の充実

- ・ERC広報班の模擬記者会見の様子をOFCプレスルームへ同時放映することを試みたが、配信設備が整っていないため、ERC記者会見をOFCプレスルームで放映できる環境の整備について検討が必要である。

4. 2. 2 国が参加主体となる訓練

(1) 原子力災害対策本部等の運営訓練

◆防災業務関係者への放射線防護に係る助言等

- ・実動組織を含む防災業務関係者に対する放射線防護の観点からの助言等は、事態の進展状況等に応じて、どのタイミングでどのような助言をすべきか、その際、原子力災害対策本部等で意思決定のプロセスや防災業務関係者への伝達等を担当する機能班等の在り方について検討が必要である。

◆統合原子力防災ネットワーク機器等の充実

- ・各拠点の統合原子力防災ネットワーク端末、電子ホワイトボード等の増設のほか、原子力防災活動情報システムの操作性やFAX、複合機等の性能及び設置場所も含め、今後、訓練参加者の意見も踏まえて利便性の改善について検討が必要である。

◆専門用語や略語の解説資料の準備

- ・幹部等への報告に当たって、原子力施設に係る専門用語や略語が使用される場合があり、原子力分野を専門としない関係省庁の幹部等も理解しやすいよう、専門用語や略語の解説資料を事前に準備し、関係者間の共有について検討が必要である。

(2) 海外対応訓練

◆統合原子力防災ネットワーク端末の設置

- ・国際原子力機関（IAEA）への通報について、迅速かつ効率的に業務遂行できるよう、資料の作成等を含め統合原子力防災ネットワーク端末の設置の在り方について検討が必要である。

4. 2. 3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

(1) 災害対策本部等の運営訓練

◆関係自治体への統合原子力防災ネットワークシステム等の整備

- ・関係自治体において会議資料の入手手段がFAXのみであるため、迅速かつ正確な情報共有に不安が残るとともに、本部の会議資料や広報資料等の2次的利用も検討しているため、統合原子力防災ネットワークシステム等の整備について検討が必要である。

(2) UPZ内一部住民の一時移転等実施訓練

◆離島からの海路避難の充実

- ・自家用船舶の活用の可能性も含め離島からの海路避難の充実方策の在り方について検討することも必要である。

4. 3 訓練方法の主な評価結果（主な要検討・改善事項）

◆総合防に加えて、別途、実施する訓練等の企画

- ・オフサイトセンター運営訓練に関して、緊急時対応業務の基本的手順の習得を重視した訓練により、一定程度の能力向上ができたものの、時間的制約のなかでの対応について訓練の余地がある。このため、別途、時間的制約のなかで、情報共有や意思決定のために必要となる資料の作成や会議の開催判断等を重視した訓練を企画し、能力を向上・確認することが必要である。

◆屋内退避を重視した訓練の企画

- ・屋内退避等訓練に関して、福島事故の教訓から、放射線以外のリスクも十分考慮した避難と、確率的影響を防止するための屋内退避を重視した訓練とし、特に、住民の健康リスク

を考慮し避難の体制を整えた上で安全に避難させることや、無用な放射線被ばくを防止するために屋内退避を重視した訓練を計画することについて検討が必要である。

5. 今後に向けて

今後は、本報告書で取りまとめられた訓練の評価結果を踏まえ、玄海地域原子力防災協議会での検討を通じた「玄海地域の緊急時対応」の改定や、各種計画・マニュアル類の改善等を進めていく。

また、原子力総合防災訓練についても、今回の訓練では十分に実施できなかった項目をはじめ、訓練の方法やメニューの更なる充実・高度化を図り、より実践的な訓練となるよう絶えず不断の見直しを進めていく。

平成 2 9 年度原子力総合防災訓練

実施成果報告書

平成 3 0 年 3 月

内閣府（原子力防災担当）

目次

はじめに	1
第1節 平成29年度原子力総合防災訓練の概要	1
1 目的	1
2 実施時期	1
3 防災訓練の対象となる事業所	1
4 実施場所等	1
5 参加機関	2
5.1 指定行政機関等	2
5.2 指定地方行政機関等	2
5.3 地方公共団体等	2
5.4 指定公共機関等	2
5.5 指定地方公共機関等	2
5.6 原子力事業者	2
5.7 その他	2
5.8 訓練参加数	3
6 訓練の概要	3
6.1 訓練想定	3
6.2 訓練の流れ	3
7 原子力総合防災訓練までの段階的訓練	4
8 訓練による継続的改善（PDCAサイクル）	4
第2節 平成29年度原子力総合防災訓練の評価要領等	5
1 評価目的	5
2 評価種別・方法、体制	5
2.1 評価種別・方法	5
2.2 評価体制	5
3 評価要領	5
3.1 評価の重要性	5
3.2 基本的考え方	5
3.3 重視した評価の視点	7
3.4 評価の留意事項	7
3.5 AAR（After Action Review：事後検討会）	8
3.6 評価結果の整理	8
第3節 平成29年度原子力総合防災訓練の評価結果	8
1 重点訓練項目に係る評価結果	8
1.1 実施概要	8
1.1.1 迅速な初動体制の確立訓練	8
1.1.2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練	8
1.1.3 住民避難等の実動訓練	10
1.2 評価結果	10

1. 2. 1	迅速な初動体制の確立訓練.....	10
1. 2. 2	中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練....	11
1. 2. 3	住民避難等の実動訓練.....	11
2	訓練項目ごとの評価結果.....	12
2. 1	国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練.....	12
2. 1. 1	緊急時体制確立訓練.....	12
2. 1. 2	オフサイトセンター運営訓練.....	18
2. 1. 3	情報共有及び意思決定訓練.....	23
2. 1. 4	緊急時モニタリング実施訓練.....	29
2. 1. 5	広報対応訓練.....	32
2. 2	国が参加主体となる訓練.....	34
2. 2. 1	現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練.....	34
2. 2. 2	原子力災害対策本部等の運営訓練.....	35
2. 2. 3	海外対応訓練.....	42
2. 3	関係地方公共団体が参加主体となる訓練.....	43
2. 3. 1	災害対策本部等の運営訓練.....	43
2. 3. 2	PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練 ..	52
2. 3. 3	PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難等実施訓練....	55
2. 3. 4	UPZ内住民の屋内退避実施訓練.....	56
2. 3. 5	UPZ内一部住民の一時移転等実施訓練.....	57
2. 3. 6	交通規制・警戒警備訓練.....	60
2. 3. 7	ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練.....	61
2. 3. 8	原子力災害医療訓練.....	62
2. 4	原子力事業者が参加主体となる訓練.....	63
2. 4. 1	対策本部運営訓練.....	63
2. 4. 2	通報連絡訓練.....	66
2. 4. 3	警備・避難誘導訓練.....	67
2. 4. 4	原子力災害医療訓練.....	67
2. 4. 5	事故収束訓練.....	68
2. 4. 6	原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練.....	68
2. 4. 7	原子力事業者支援連携訓練.....	70
2. 4. 8	緊急時モニタリング実施訓練.....	70
3	訓練方法の評価結果.....	72
3. 1	訓練方法の評価の重要性.....	72
3. 2	訓練項目ごとの訓練方法の評価結果.....	72
	今後に向けて.....	80

はじめに

国、地方公共団体、原子力事業者等が参加し、原子力災害発生時の対応体制を確認するため、平成29年9月3日（日）及び4日（月）に玄海原子力発電所を対象として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第13条第1項に基づく原子力総合防災訓練を実施した。

今回の訓練では、「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画を検証することなどを目的として、関係関係、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体、原子力事業者、住民等の多様な主体の参加の下で訓練を行い、万一の原子力災害発生時に誰がどのような役割を担い、誰とどのように連携するかなど、緊急時対応に盛り込まれた対応を訓練参加者が自ら実践して確認した。

訓練後には、外部専門家の意見や住民を含む訓練参加者のアンケート結果等から課題及び反省点を抽出し、今後の各種計画・マニュアル等の見直しに資することとした。

以下、訓練実施成果を報告する。

第1節 平成29年度原子力総合防災訓練の概要

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、原災法に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

平成29年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施した。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓の抽出、緊急時対応等の改善
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

平成29年9月3日（日） 8：30～17：00

平成29年9月4日（月） 8：30～17：00

3 防災訓練の対象となる事業所

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

4 実施場所等

東京都 官邸、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

佐賀県 佐賀県庁、佐賀県オフサイトセンター、玄海町、唐津市、伊万里市、多久市、武雄市、小城市、みやき町、江北町

長崎県 長崎県庁、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

福岡県 福岡県庁、糸島市、行橋市、筑紫野市、新宮町
その他 九州電力株式会社本店・玄海原子力発電所 等

5 参加機関

5. 1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5. 2 指定地方行政機関等

九州管区警察局（佐賀県情報通信部、長崎県情報通信部、福岡県情報通信部）、九州地方整備局、九州運輸局、福岡管区気象台（佐賀地方気象台、長崎地方気象台）、第七管区海上保安本部（唐津海上保安部、長崎海上保安部、佐世保海上保安部、福岡海上保安部）、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、玄海原子力規制事務所 等

5. 3 地方公共団体等

佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、多久市、武雄市、小城市、みやき町、江北町、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、糸島市、行橋市、筑紫野市、新宮町、佐賀県警察（本部、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署）、長崎県警察（本部、松浦警察署、佐世保警察署、相浦警察署、早岐警察署、平戸警察署、江迎警察署、壱岐警察署、川棚警察署）、福岡県警察（本部、糸島警察署、筑紫野警察署、粕屋警察署、行橋警察署）、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、松浦市消防本部、佐世保市消防局、平戸市消防本部、壱岐市消防本部、糸島市消防本部、福岡市消防本部 等

5. 4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本赤十字社（佐賀県支部、長崎県支部）、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社佐賀支店、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ佐賀支店、ソフトバンク株式会社 等

5. 5 指定地方公共機関等

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館、公益社団法人佐賀県トラック協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、一般社団法人佐賀県医師会、佐賀県旅客船協会、長崎県医師会、一般社団法人長崎県バス協会、公益社団法人福岡県医師会、公益社団法人福岡県看護協会、一般社団法人福岡県バス協会 等

5. 6 原子力事業者

九州電力株式会社

5. 7 その他

一般社団法人佐賀県放射線技師会、佐賀県老人福祉施設協議会、一般社団法人佐賀県介護老人保健施設協会、長崎大学、国立病院機構長崎医療センター、地方独立行政法人佐世保総合医療センター、県北地区老人福祉施設連絡協議会、松浦市社会福祉協議会、佐世保市老人福祉施設連絡協議会、九州大学、公益社団法人福岡県診療放射線

技師会、福岡県老人福祉施設協議会、糸島市社会福祉協議会 等

5. 8 訓練参加数

参加機関 367機関
参加人数 約7,000人

[内訳]	指定行政機関等	21機関	約400人
	指定地方行政機関等	30機関	約260人
	地方公共団体等	118機関	約1,900人
	指定公共機関等	9機関	約60人
	指定地方公共機関等	17機関	約40人
	原子力事業者	1機関	約490人
	その他関係機関	171機関	約610人

住民等の参加人員 約3,200人

6 訓練の概要

6. 1 訓練想定

九州電力株式会社玄海原子力発電所4号機において、定格熱出力一定運転中のところ、佐賀県北部で地震が発生した。その後、原子炉冷却材の漏えいが発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに、事態が進展し炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

今回の原子力総合防災訓練においては、1日目（9月3日）に警戒事態発生に伴う緊急時体制確立訓練を実施するため、7：30に地震発生に伴う警戒事態の状況を付与した。その後、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、長崎県西方及び壱岐・対馬において波浪注意報が継続される中、原子力災害の事態が進展する複合災害の想定とした。

また、2日目（9月4日）に緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内の一部住民を一時移転させる訓練を実施するため、事故想定を放射性物質の放出後にスキップするなど、運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）であるOIL2の基準を超える緊急時モニタリング結果を状況として付与した。

6. 2 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から住民避難等の実動訓練まで、以下に示す3段階に区分し、重点訓練項目として実施した。

第1段階：迅速な初動体制の確立訓練

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「OFC」という。）及び原子力施設事態即応センター（以下、「即応センター」という。）（九州電力株式会社本店）等に派遣する。

第2段階：中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、佐賀県庁、長崎県庁、福岡県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。地震、波浪及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

併せて、事態の進展に応じた防護措置の実施方針等の立案及び意思決定を行い、決定した内容について対象となる関係地方公共団体への指示等を実施する。

第3段階：住民避難等の実動訓練

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難を行う。また、UPZ内の住民について、屋内退避を実施する。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、OILの基準に基づき、UPZ内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、一時移転、避難退域時検査等を実施する。

7 原子力総合防災訓練までの段階的訓練

原子力総合防災訓練の実施に当たっては、より効果的な成果が得られるよう、訓練の前提となる「玄海地域の緊急時対応」を踏まえ、事前に計6回に及ぶ訓練等を段階的に実施した。具体的には、当初段階として、官邸及びERCの立ち上げや機材の取扱いに係る基礎的訓練を行って要員個人の能力向上を図りながら、実践段階として、各機能班及び各拠点が組織的活動を行って活動要領や連携要領を確認するための訓練を積み重ねた。これらの訓練を通じて、要員個人の能力を磨きながら組織的活動要領の習熟を図るとともに、各事態における防護措置の実施方針や指示文・公示文等の実災害時において避難等の意思決定を図るために必要となる基礎資料の準備を進めた。以上のプロセスを原子力総合防災訓練の一環として実施し、段階的訓練で積み重ねた成果を国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で確認した。

原子力総合防災訓練は、多様な参加主体の下で限られた時間に意思決定から実動までの一連のプロセスを訓練するものであるため、各要員の習熟訓練や要素ごとの訓練等を積み上げ、それらの成果を原子力総合防災訓練で最終確認するというプロセスを経ることの重要性を改めて確認した。

8 訓練による継続的改善（PDCAサイクル）

原子力総合防災訓練については、あらかじめ定めた訓練の目的・目標が達成できるよう段階的に訓練を実施するとともに、個々の訓練項目・内容ごとに継続的な改善を図ることとしている。

訓練によるPDCAサイクルが、「緊急時対応」を含む原子力防災のPDCAサイクルと両輪をなして機能することにより、原子力防災体制の充実・強化が図られる。

第2節 平成29年度原子力総合防災訓練の評価要領等

1 評価目的

平成29年度原子力総合防災訓練において、国、地方公共団体、原子力事業者等が事態の進展に応じて行う応急対策業務に係る活動状況を評価することにより、防災体制の実効性の確認、「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証及び改善に資することを目的とする。

2 評価種別・方法、体制

2.1 評価種別・方法

自己評価及び外部評価により、訓練対象（計画、組織能力、個人能力、リソース）の評価及び訓練方法（訓練内容、訓練方式等）の評価を実施した。

- (1) 自己評価は、各訓練拠点の訓練参加者の振り返り、アンケート等により訓練における良好点及び改善点を抽出した。
- (2) 外部評価は、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、委託評価員をもって、訓練対象の活動を評価チェックシート及び観察による気づきを時系列で記録することにより実施した。また、専門性に立脚した指摘と評価結果の妥当性の確保を目的として、外部専門家による評価を実施した。主に、官邸、ERC、OFC等でのそれぞれの視点に基づく評価を実施した。

2.2 評価体制

評価体制は、評価総括責任者を内閣府政策統括官（原子力防災担当）、副責任者を内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）とし、企画調整班（班長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災・訓練担当）付訓練評価専門官）、講評整理班（班長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官）、各拠点評価班（班長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官）に加え、各拠点に評価員（内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官、原子力規制庁上席放射線防災専門官、委託評価員）及び外部専門家を配置して評価を行った。

緊急時モニタリング訓練については、原子力規制庁が評価を行い、その他の訓練については内閣府が評価を行った。なお、評価結果の取りまとめは内閣府が行った。

3 評価要領

3.1 評価の重要性

訓練評価は、2つのPDCAサイクル（①原子力防災*のPDCAサイクル、②訓練方法のPDCAサイクル）の要である。訓練の評価結果を受け、仕組みとして改善すべき点や組織又は個人として能力向上させるべき点などを把握し、地域防災計画・避難計画、緊急時の対応体制や訓練方法の改善に繋げていくことが重要である。

※原子力防災：原子力災害対策に係る体制、計画、設備、運用、要員の能力等、仕組み全体の総称

3.2 基本的考え方

訓練の評価は、訓練の目的及び目標と一貫して行うことが重要である。目的や目標が適切に設定されていたとしても、評価基準が適切でない、あるいは評価すべき点に欠落がある場合には、参加者の緊急時対応能力の向上や原子力防災の改善には繋がら

ない。このため、以下の基本的考え方にに基づき、訓練の評価を行った。

(1) 実績評価

主要活動項目^{*}に係る活動を訓練参加者が実施した「結果」を評価する。すなわち、「実績目標」の達成そのものが評価基準となる。

※主要活動項目：訓練対象者が訓練で実施する主要な活動項目であり、訓練の実施状況の把握、その結果の検証を的確に行うため、訓練目標ごとに設定する指標

(2) プロセス評価

主要活動項目に係る活動を訓練参加者が実施した手順や経過であり、活動検証要素^{*1}にあたる。訓練において実施した活動について、定められた手順どおりに実施したか、必要な検討を行った上で行動を決定したかなどを評価する。それぞれの活動検証要素を「実施したか／しなかったか」、「一定時間内に実施したか」などが評価基準^{*2}となる。

※1 活動検証要素：主要活動項目ごとに、訓練対象者の活動として検証すべき要素

※2 評価基準：主要活動項目の内容に関する実績目標の到達度を評価するため、活動検証要素ごとに具体的な基準として定める。訓練評価者は、この基準を基に訓練の評価（プロセス評価）を行う。なお、評価基準の設定にあたっては、活動の成立要件を踏まえて設定する。

(3) 総合評価

① 訓練対象の評価

訓練参加者の活動の「実績」及び「プロセス」を主として評価する。その際、訓練参加者の訓練中の行動の正否のみを評価せず、成立要件^{*}の視点から、実績やプロセスが不適切であった要因を分析することが重要である。

※成立要件：主要活動項目及び活動検証要素に当たる活動の前提となる計画・マニュアル等、組織及び個人の能力、リソース（要員・資機材等）である。「実績評価」、「プロセス評価」によって得られた評価結果を、「成立要件」の観点から課題の要因分析をする。

② 訓練方法の評価

「緊急時対応」を含む原子力防災のPDCAサイクルを進めるためには、実践的な訓練により抽出された教訓に基づき地域防災計画・避難計画や緊急時の対応体制、関係マニュアル等の改善のほか、訓練方法の評価を行い、訓練の実効性を高めることが重要である。このため、訓練内容や方式のPDCAサイクルを進めることを目的に訓練方法の評価を行う。

訓練方法の評価では、訓練の目的を踏まえ、訓練項目に応じた目標の設定状況等の評価のために必要な事項について訓練の企画段階において明確にした上で、それに基づいた訓練が実施されたかどうか、訓練方式等の課題や訓練目的に沿ったシナリオ・状況付与であったかどうかなどについて確認する。